博物館登録審査の手引き

レクチャー動画シリーズ・7

「博物館登録における資料管理の要件―デジタルアーカイブ公開は必須というより望ましい方向性」

JAPAN MUSEUM

令和8年度 文化庁委託事業 「新登録制度推進事業」

文化庁 Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

公益財団法人 日本博物館協会 JAPANESE ASSOCIATION OF MUSEUMS

博物館登録における資料管理の要件

デジタルアーカイブ公開は必須というより望ましい方向性

アドバイザリー・ボード委員　川口雅子
（国立アートリサーチセンター）

デジタルアーカイブ公開は必須？

よく受ける質問の一つに、「デジタルアーカイブを公開できていないが、博物館登録申請は可能か？」があります。

結論から言えば、**デジタルアーカイブ公開は登録の必須要件ではありません。**

各館はデジタルアーカイブの有無にかかわらず、博物館登録申請が可能です。ぜひ前向きに取り組んでください。

その一方、デジタルアーカイブ公開は博物館として望ましい方向性でもあります。この動画では、博物館登録の要件と、デジタルアーカイブ公開の位置づけについて解説します。

登録基準ではどうなっているか

博物館登録の基準となるのは、博物館法施行規則第19条（参酌基準）です。

第1号「博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により**博物館資料に係る電磁的記録**を公開することを含む。第四号、第二十一条第一号及び第二十四条第一項第二号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。」

第3号「前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する**博物館資料の目録**を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。」

ここでいう「目録」とは？

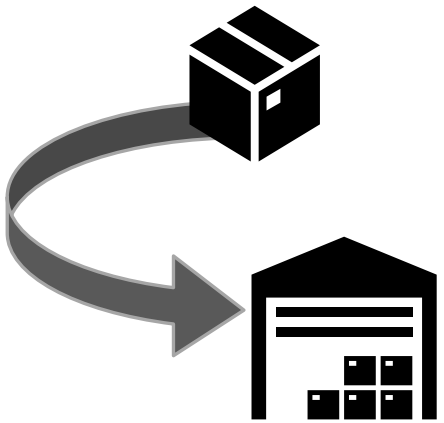
「所蔵する博物館資料の **目録** を作成し、

当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。」（第19条第3号）

ここでいう「目録」は、管理と活用につながっていくもの。

ここでいう「目録」とは？

収集



資料の収集

管理

紙の目録による
記録・管理

電子データ
による
記録・管理

活用

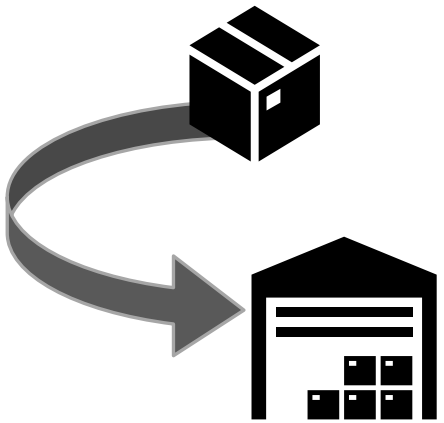
展示公開

教育普及活動

情報公開
（目録、**デジタルアーカイブ**）

ここでいう「目録」とは？

収集



資料の収集

管理

紙の目録による
記録・管理

台帳・登録簿・原簿
と解釈できる

電子データ
による
記録・管理

活用

展示公開

教育普及活動

情報公開
（目録、デジタルアーカイブ）

博物館登録において求められていること

- ✓ 博物館資料の収集及び管理の基本的運営方針を策定しているか。
- ✓ 上記方針に基づいて、目録（台帳）を作成する体制を有しているか。
- ✓ 資料を適切に管理する体制を有しているか。
- ✓ 資料を活用する体制を有しているか。

➡ **資料をきちんと管理できる体制を整えているか？**ということが重要。

資料管理体制の整備状況をどう示す？

審査時の参考書類として、博物館資料の目録（台帳）等があげられます。

✓ ただし、必ずしもすべての資料が記載されていることを求めるものではありません。

✓ 資料台帳は簿冊、カード、リスト、電子データによるもの等の形式は問いません。デジタル化されていれば一部サンプルとして出力できるでしょう。

✓ 動物園水族館等の資料が生体である館種にあっては、飼育展示生物のインベントリー等があげられるでしょう。

デジタルアーカイブ公開はその先にある

以上のように、デジタルアーカイブの公開は博物館登録の必須要件ということではなく、その先に求められていることと位置づけることができるでしょう。

博物館登録申請に際しては必須ではありませんが、博物館法第3条において、電磁的記録の作成と公開は博物館事業の一つと位置づけられており、将来的にはぜひ目指していただきたい方向性です。